

# 令和 7 年度安芸市総合教育会議 議事録

日時：令和 8 年 2 月 27 日（金）

10 時 30 分～11 時 58 分

場所：安芸市役所 第 1・2 会議室

## （出席者）

|                            |       |  |
|----------------------------|-------|--|
| 安芸市長                       | 西内 直彦 |  |
| 安芸市教育長                     | 清水 明宏 |  |
| 教育委員                       | 森尾 昭博 |  |
| 教育委員                       | 山村 泰秋 |  |
| 教育委員                       | 中屋 恵美 |  |
| 総務課長補佐兼総務係長                | 宇根 祥智 |  |
| 教育次長兼学校教育課長                | 大坪 浩久 |  |
| 生涯学習課長                     | 藤田 隆史 |  |
| 学校教育課長補佐兼給食センター所長          | 樋口 雅文 |  |
| 生涯学習課長補佐兼生涯人権学習係長兼市民会館事務局長 | 小松 正浩 |  |
| 学校教育課学校教育係長                | 西内 拓也 |  |
| 生涯学習課スポーツ振興係長              | 清岡 幹  |  |
| 学校教育課指導主事                  | 篠原 博之 |  |
| 学校教育課学校教育係主査               | 蔭山 智代 |  |

## （議事の経過）

開会 10 時 30 分

宇根補佐

それでは、定刻となりましたので令和 7 年度の安芸市総合教育会議を始めさせていただきます。私は事務局の総務課長補佐兼係長の宇根と申します。よろしくお願いいたします。

当会議につきましては、市長が設置・招集するもので、市長と教育委員会が、協議・調整することによって、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して、それぞれの所管する事務の執行に当たるためのものです。

本日の会議につきましては、議事にごさいますように 3 つありまして、一つ目は「小学校移転統合について」、二つ目は「学校給食費の取扱いについて」、最後三つ目は「学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」、この三つを協議事項とさせていただきます。

なお、会議の終了後、本会の議事録をホームページにて公開いたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは本会議の設置要綱の第 4 条に基づきまして、市長が会議の議長となりますので西内市長よろしくお願いいたします。

西内市長

それでは「令和 7 年度 安芸市総合教育会議」の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。

日頃から、教育委員の皆様には、本市の教育行政の推進につきまして、格別のご尽力をいただいておりますことに、改めてお礼を申し上げます。

さて、子どもたちを取り巻く環境は、急速な少子化の進行、家庭や地域の状況の変化、学びの多様化などにより、大きく変わってきています。

学校では、学力の保障にとどまらず、心のケアや多様な支援、教育活動の充実、安全・安心の確保など、より包括的な役割が求められています。まさに、教育の質の持続化に向けて険しい時代であると認識しております。

本日の議題にあります小学校の移転・統合につきましては、1 月及び 2 月に説明会を開催し、津波浸水想定を踏まえた子どもの安全確保の必要性や、教育の質と将来に向けた持続可能性の確保などといった観点から、2 校体制及び 1 校体制の比較検討内容を示し、意見を求めました。

統合の必要性については、一定ご理解をいただく一方、1 校、2 校体制には反対という意見や、地域に学校を残してほしいという意見も多く出されました。現在、保育所及び小学校保護者、小学校教職員を対象としたアンケート調査を実施しており、説明会でのご意見と合わせて、総合的な判断をしたうえで 6 月をめどに最終的な方針をお示しする予定としております。

また、学校給食費については、来年度から国が公立小学校の学校給食費について、基準額、月額 5,200 円ですけれども、設けまして、交付金による支援をすることとしておりますが、実際の給食費は基準額を上回っており、保護者負担が残る状況であります。こうした状況を踏まえまして、本市では、給食の質を確保しながら、食育の取組を継続するとともに、国の基準額を超える分についても公費負担をすることにより、小学校給食の完全無償化を実現することといたしました。

合わせて、中学校給食費につきましても、物価高騰に伴う給食費の値上げ分を公費負担することにより、給食費を実質的に据え置き、子育て家庭の負担軽減を図ってまいります。

学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定につきましては、

いわゆる給特法の改定により、各市町村の教育委員会に実施計画の策定が義務付けられました。

本計画は、教育職員の時間外在校時間の縮減と、心身の健康を確保し、子どもたちへのよりよい教育につなげるための重要な取組です。業務の3分類を行い、学校以外が担うべき業務、教師以外が積極的に参画すべき業務、教師の業務だが負担軽減を促進し、教員が子どもに向き合う時間を確保するための体制づくりを進めてまいります。

本会議は、市長と教育委員会が教育課題の将来像を共有し、連携しながら教育行政に取り組むための貴重な場であります。本市の子どもたちの未来のために、忌憚のないご意見、ご提案を賜りますようよろしくお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

議事の進行につきましては、事務局の宇根補佐を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

宇根補佐 はい。本来でしたら総務課長が進行を務めさせていただきますところですが、今回議会对応業務に当たっておりますので、私の方で進行をさせていただきます。

会議の次第に沿って説明をしていただくようにいたします。まず初めに議題1. 小学校移転統合について説明をお願いいたします。

樋口補佐 はい。議題1. 小学校移転・統合について説明いたします。

安芸市立小学校移転・統合について、令和7年度地域説明会【資料】をご覧ください。

市内8小学校で保護者及び地域の住民を対象とした説明会を1/13から2/5にかけて実施しました。説明内容の概要を説明いたします。

2ページの「1 これまでの経緯」をご覧ください。平成26年度以降の経緯と、R6年度の説明会で意見があった1校案について検討したことを説明いたしました。3ページの「2 安芸市の人口の推移」では、本市の人口、出生数と相関関係がある若年女性人口、小学生の人口の推移と、若年女性人口及び小学生の人口の減少率が高いことを説明いたしました。また、人口問題研究所が推計する若年女性人口の減少率から、今後も小学生の人口は減少することが見込まれることを説明しました。

4ページ、5ページの「3 小学校の施設の現状」では、本市の多くの小学校の校舎がS40年代からS50年代に建築されていることと、8校中6校が津波浸水区域に位置していることを説明のうえ、各地域の小学校の状況について説明いたしました。

6ページ、7ページの「4 児童数の現状」では、旧中学校区単位の各小学校の児童数について、これまでの推移と令和13年度までの推計、現在4校で複式学級の運営がされているが、令和13年度には新たに、川北小学校と井ノ口小学校でも複式学級の運営が見込まれることを説明いたしました。

9ページの「5 小学校移転・統合の目的」では、小学校を取り巻く現状を説明のうえ、第一に子どもの命を優先した移転であること、次に教育の持続可能性の確保、教育の質を向上させることを目的としていることを説明しました。

11ページの「小学校移転・統合（案）」では、2校案に新たに1校案を追加したことを説明しました。

12ページ、13ページの「（2）児童数」で、2校体制案については、これまでの旧中学校区単位に加えて、新たに赤野小学校区と穴内小学校区について、津波浸水想定区域外に設置が予定される旧清水ケ丘中学校区のグループとした計2案を検討したこと。新

たに検討した1校体制案については、それぞれの特徴と、一番早く開校することが想定される小学校を令和15年度と想定し、令和15年度の児童数とクラス数について説明を行い、2校体制では学年によって2クラス編制と1クラス編制が行われること、将来的には各学年1クラスが基本となると想定されること。1校体制では、長期的に各学年2クラスの実現が見込まれることを説明いたしました。

14ページの「(3) 学校環境」では、1校体制、2校体制、1クラスの人数が少ない学校について、それぞれ、分野ごとにメリットとデメリットを抜粋して説明いたしました。

15ページの「(4) 建築」では、2校体制、1校体制について、候補地ごとの災害想定や特徴、建設上の課題、工期、概算費用について説明を行い、1校設置と比べて2校設置する場合は、工事費用が2倍程度必要と想定したことを説明いたしました。

16ページの「(5) スクールバス」では、現在の自転車通学の状況を基に、通学距離が概ね2km圏内を徒歩通学範囲、1年生～3年生は通学距離が概ね2km以上でスクールバスでの通学、4年生以上は通学距離が概ね2km～4kmで自転車通学、4km以上でスクールバスでの通学とし、その場合のバスの運行台数と概算費用について説明を行いました。あくまで、たたき台ということで説明させていただいております。

17ページの「小学校移転・統合(案)のまとめ」では、1校体制、2校体制、現体制について分野ごとに比較した結果と、各地域が問題としている地域への影響については、学校区単位での地域学習やグループ学習、地域学校協働本部による活動を通じて児童が居住地域に愛着を持ち地域に育ててもらえる取組が必要と考えていること、地域が主体となって廃校を活用したコミュニティ活動を推進し、これを支援することも必要と考えていることを説明いたしました。

18ページの「目指す小学校」では、特筆する点として、地域とのつながりでは先程説明した、居住地単位の地域学習やグループ学習の設定、地域活動への参加を促進。子育て支援機能としては学童保育の併設。放課後活動の充実としては無料の習い事教室を検討すると説明いたしました。

19ページの「説明のまとめ」では、1校体制に教育面、財政面での優位性が見られる一方、通学に係る児童の負担を始めとした課題も多いことから、今回の説明会で意見を聞いたうえで判断を行いたいと考えていること。2校体制では、安芸第一小学校が津波浸水区域内に位置することから、児童の安全性に課題が残ること。1校体制で安芸中学校付近とした場合は、小中連携が図られ教育面での優位性が高く、旧清水ヶ丘中学校跡地については、津波に加えて洪水想定区域外であり安全面で優位性が高いことを説明いたしました。

このような内容の説明を30分程度行った後、質問、意見を各地域でいただいております。

別冊の説明会意見一覧をご覧ください。現在、議事録を作成中であるため、暫定版となり、今後修正があることをご了承ください。各小学校単位でのまとめをご説明します。

1ページの下山小学校では、地域住民4人の参加がありました。保護者の参加は無く地域住民のみの意見となりますが、まとめとしまして、全体としては統合自体には肯定的で、児童の減少を考えると1校、災害拠点や選択肢を考えると2校との意見があり、ごめんなはり線を活用して穴内小、球場前駅付近の高台、国民宿舎跡地への設置との意見もありました。また、学校の持つ地域福祉の価値についての意見もありました。

2ページの伊尾木小学校では、保護者3人、地域住民4人の参加がありました。まと

めとしましては、全体として伊尾木保育所横の避難施設に建てて欲しいとの意見で、これまで移転統合が進んでいない対応の遅さへの不満があがりました。希望を言っても実現性が無く1校や2校で決めるのであれば子どもたちの命を守るために急ぐ必要がある、その場合は第一小の嵩上げと清水ヶ丘との意見も一人からありました。

地域からは、伊尾木保育所横を特認校として整備し、高速道路を使って各地域から安全に通学してもらおうとの意見や、学校あつての地域であり、どこにも負けない地域の活性化をしてきたが、小学校が無くなると地域を盛り上げていく部分が無くなるとの意見がありました。保護者からは、仮でもいいので絶対に津波の心配のない場所に移りたい、移転統合に関して清水ヶ丘中の解体と言った短縮できることはして欲しいとの意見もありました。また、説明会への参加人数が少ないことについて、これだけで意見を聞いたとは言えないとの意見もありました。

4ページの川北小学校では、保護者5人、地域住民9人の参加がありました。全体的には1校を否定する意見であり、2校、3校、4校との意見がありました。

保護者から、児童数の減少を考えると1校が妥当や、複数校建てても無駄にならないように考えないといけない、地域との繋がりや学童、スクールバスについての意見がありました。

地域住民からは、総じて1校を否定する意見があがり、地域との繋がり以外にも、子どものため、不登校対策には複数校が必要や、遠距離通学の負担を心配する声があがりました。また、前回の説明会での地域の人の気持ちを受け止めてくれないとの意見がありました。

6ページの土居小学校では、保護者11人、地域住民4人の参加がありました。全体的に統合については否定的ではありませんでしたが、地域住民からは結論を急ぎすぎないようにとの意見があり、それに対して保護者からは先送りすべきでないとの意見がありました。

保護者からは、少しでも早くして欲しい、保育と一緒に検討した方が良いとの意見があり、通学路の整備、スクールバスについての意見もありました。

地域住民からは、子どもは地域で育まれるが、何よりも命は優先しなければならないとしつつ、遠距離通学による子どもの負担と心のケアについてや、受入側の教員の意見も聞く必要があるとの意見がありました。

7ページの井ノ口小学校では、保護者4人、地域住民6人の参加がありました。全体の意見がまとまるには至りませんでした。保護者1人から、想定外の津波が来た場合でも子ども達が絶望せず逃げる場所が必要であり、清水ヶ丘中学校跡地が良いとの意見がありました。地域住民からは、井ノ口小学校を統合する理由が無い。地域への影響と人口問題と地域活性化も含めて考えるべき。考える時間が必要であり決定を遅らせる必要があるが、緊急性の高い伊尾木、赤野は対応が必要との意見がありました。一方で、子ども達の命を最優先に早く統廃合を進めなければならないとの意見もありました。また、第一小学校の嵩上げについて、大丈夫かと心配する声が多くありました。

統合後の学校に対しては、支援の必要な児童への支援や不登校対策の充実を求める声がありました。

9ページの安芸第一小学校では、保護者6人、地域住民6人の参加がありました。全体的な意見がまとまることはありませんでした。個別に残せる学校は残した方が良い、小規模校の良さがあるとの意見。保護者から浸水区域外であっても安全な場所を望む声がある一方、近くが良いとの意見もありました。

10ページの穴内小学校では、保護者1人、地域住民6人の参加がありました。全体

的な意見がまとまることはありませんでした。保護者からは1校、2校への統合を肯定する意見と共に統合後の体制についての意見がありました。地域住民からは、1校で良いや、1校では選択肢が無いとしつつも統合を肯定する意見がある一方、統合は今でなくて良い。地域に残すべき。そもそも学校教育の観点だけでなく、市全体で総合的に取り組むべきだとの意見がありました。

12ページの赤野小学校では、保護者3人、地域住民7人の参加がありました。全体的には、赤野地区に小学校が必要であるとの強い意見であり、現状として津波への対応、教育環境に問題は無く残すべき。小規模な学校を残すべき。行政は地域に目を向けるべきとの意見。計画を白紙にするようにとの意見もありました。また、当初の検討委員会の時点から地域の意見を聞いていない、同時進行している保育と一緒に考えるべきとの指摘がありました。

一方、一部の保護者からは、実態として地域に子どもがあまりいない。津波のことも考えると統合をして欲しい、その場合は安芸中付近との意見がありました。

小学校移転・統合は本市の大きな課題ですが、説明会の参加者が前回同様少なかったことや、より保護者及び教職員のご意見を聞く必要があると考えて、別の資料にあります、令和7年度概要版資料を作成のうえ、保護者、教職員を対象とした、アンケート調査を、現在インターネット形式で実施しています。結果については、集約後にご報告いたします。説明は以上です。

宇根係長

ありがとうございました。それでは先ほどの議題1の説明を踏まえまして、委員の皆様ご意見、ご質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

森尾委員

一つ、どの視点でこれを考えるかということがあると思います。それは、この資料に書いてくれているのですが、教育委員としては、地域を回られた中で、土居小学校の6ページにある、「地域住民からは、子どもは地域で育まれるが、何よりも命は優先しなければならない」ということがあります。これが学校教育の原点になってくるのだらうと思います。1校案、2校案があるし、それぞれ長所、短所もあるし、その長短というのは、立地の面、費用の面もあるだらうし、それから将来に向けて学校教育はどうかという、いろいろな視点があるわけですから、それを全部比較検討していくというのは、ものすごく膨大なエネルギーがいると思います。でも、基本的には、ここの土居小学校の方が言われたこの言葉になってくるのだらうと考えられるわけです。

例えば、1校案、2校案が出たときに、1校案であればどこへ持って行きますかという意見もありました。旧清水ヶ丘中学校跡に建てる、第一小をこうする、今の安芸中の近くにすることがあります。教育委員として、教育に携わったものとして将来を見据えると、中学校と小学校、若しくは保育所も近くにあって、小中の連携した教育が、もし将来取り組むことができるとなれば、いろんなことが考えられるわけです。そういうところに、すごく夢があると言いますか、ご承知のように今、異文化、先行き不透明の分からない時代、いろんな人と、いろんな国の人とお付き合いをして、新しい価値観などを創っていく、そういったことが今の子どもたちには期待されているわけですから、なおさら、安芸中の横に新しい小学校を作ると、教育という面での夢は広がります。

ただ、私が今言っていることには、時間だとか、費用とか、そういったことは含まれていないので、一概に比較検討するということはないです。

それからもう一つ、日本の素晴らしいところであるし、これらが逆にネックになって

くるのか分かりませんが、明治5年の学制が発布されたときに、その時の学校というのは、寺子屋や寺社だった。ここからスタートしている。以来、日本の学校、特に低学年、小学校はその地域と共に歩んで来たという長い、長い、素晴らしい歴史があると思う。地域と結びついてきた学校ということだけれども、諸外国では宗教だとか、プライベートスクールというものは結構多くて、地域と結びついてきたという日本には良い面が残ってきている。地域があつての学校、学校があつての地域という感覚があるので、これは否定できないし、その通りだと思います。

そういう風にいろいろな意見がある中で、これが一番良いというのは、6月という期限がありますが、なかなか難しいことだと思っておりますし、ある面、安芸市の教育を考えるとという面では、良い思考をする、検討する材料になるのかなと個人的に思っております。

宇根補佐            ありがとうございます。先ほどのご意見等を踏まえまして、学校教育課の方から何かございましたらお願いします。

樋口補佐            17ページには、いろいろな面での比較をお示しさせていただいております。説明会を回ってよく言われたのは、学校教育課が来て、教育の面を主とした説明だけれども、市全体の産業のことや少子化対策など、学校教育課だけが来るのではなくて、いろいろなものを詰め合わせて来るべきではないかというご意見をいただいております。

大坪次長            森尾委員が言われたように、地域と共に結びついてきた学校があるということは本当に否定もできないですし、地域も学校がなくなることによって地域が廃れていくということ、今回、令和7年度に説明会へ行ったときは、強調されているように感じました。

ただし、私たちはまず子どもの命が第一点にありますし、第二点に少子化を考えたときに、今の学校というのは安芸市の人口が三万人いたときに、子どもの数も相当多かった時の状態で今学校があるわけで、下山は今、子どもさんは4人で、そこに校長先生と教諭を入れても3人で回していかなければならない。それから、先生が30人いても、3人いても校務することは一緒なのだとすることで、何が言いたいかというと、このまま地域にそのままの学校を継続していくということは、教育の観点からしても不可能だと。ただし、絶対1校、絶対2校というわけではない。より良いことは考えていかなければならないし、地域のために残すべきところも検討していかなければならないと、幅広い形で聞いてきました。

もう少し学校だけでなく、学校以外のところで人口の減少対策や地域の活性化についてもいろいろなことを聞きたいという意見があったということは確かでございます。以上です。

宇根補佐            ありがとうございます。

先に市長からもありましたけれども、資料についてということだけでなく、統合について率直にどういう風に考えられているかということでもご意見等いただけたらというところです。このターンでご質問等なくても、また議題が二番、三番とありますので、進んでいくなかでご意見いただいても構いません。

中屋委員            教育委員というより、まだ小学生の息子もいますので、一保護者として、統合は賛成で、1校が良いのではないかとこの気持ちがあります。もちろん今の場所に小学校を残

してほしいという地域の方の気持ちも良く分かります。でも、実際津波の来る小学校を残したままで、本当に津波が来た時に保護者の方々、子どもの命が守れるかといったら。安全で学校生活が送れている場所で、地震が来たときに、もし自分が子どもと一緒にいるときなら親が助けることができる。でも、子どもたちが学校に行っているときに地震が来たら、本当に安全な場所で子どもにいてほしいというのが、全部の親の気持ちだと思うので、地域の方々の気持ちも痛いほど分かるのだが、それは、学校が1校2校になったとしても、地域の方とのつながりは他の形でやっていけるのではないかなと、一切きれるということは絶対ないと思うので、そういう地域の方々との交流がとれる場所も安芸市としてつくっていったら良いのかなという気持ちです。

地震がいつ起こるかもわからないという状況で、親としての気持ちは、早く前向きに進んでいけるような状況に、一保護者としては思っています。金銭面のことは抜きとして、保護者としては、一日でも早くそうなってもらえたらと思います。教育委員ではなく、保護者としての意見です。ありがとうございます。

山村委員

この意見を聞いたのは、説明会自体が、1校2案、2校ということを前提とせずに、意見を聞いてみるということで実施されたと思っているので、それぞれが考えていること、いろいろな意見が出て来ると思います。実際に私たちが考えていかなければならないのは、どういう方向性を持って、その方向性を示してそれに対する意見を伺わないと、はっきりした答えが出せないし、教育委員としても保護者のアンケートとかいろんな中身を検討しながら方向性を決めていく、6月をめどに。ということが大事になってくるのではないかと。これからどう進めていくのか、今意見が出ている中で、保護者のアンケートもまとめられて、それをまた示していただいて、意見を出すという方向になるのではないかと。

自分が、今の段階でどうなのかということを問われると、やはりもともと教職に携わったものとしては、今のままではいけない。地域に根差した教育も大事なので、それがあななしということで判断するのではなくて、1校になっても2校になっても地域に根差した教育はできると思います。それをどう展開していくかということをしきんと示して、方向性を決めて行ったらいいのではないかと。やはり保護者はたぶん今のままではいけないと、社会性も育てたいし、コミュニケーション能力も高めたいと、そうなったときに大人数の中で教育を受けさせることが大事かなと思っています。

地域住民にしては、学校が無くなるのは寂しいなという意見があるので、そこをどう担っていくかというのがこれから大事になってきて、みんなで話し合いをして、1校になったらこういったことがあるし、地域ではこんなことができるんですよということを示していくことが大事かなと思っています。

宇根係長

貴重なご意見ありがとうございます。今後また教育委員会の方でもどのような方向性に向かって進めていくかということを考えていくうえで、非常に貴重なご意見だったのではないかなと思っています。

今の発言を受けて、何かありましたら。なければ次の議題に移ろうかと思っています。

樋口補佐

先ほどの、1校、2校のころですが、平成29年に説明会で2校の方針、令和6年度も2校の方針、今回の令和7年度は2校にさらに1校案を追加して説明しました。ただし、3校以上の意見はだめだということではなく、発言をしてくださいとしております。その中で、3校4校という意見もありましたが、市としては2校案若しくは1校案

で説明は回らせてもらっております。

地域との関わりについては、想定の中での話をさせていただいており、取組としては、各地域でのグループ学習や、それを学校の中で発表し合うとか、地域学校協働本部を活用して各地域の子どもに地域のことを学んでもらうとか、そういったことが考えられますと投げかけをしましたが、地域との関わりという部分では納得していただけないのが現状です。元教員の方もたくさん参加していただいております、いくら教育委員会がそのような方針を立てたとしても、権限は学校長にある。取組をしてほしいと言っても、それを担保するものはないとのご意見もありましたが、市としては統合になった場合、学校でしてもらう方針は出していきたいと考えております。

宇根補佐

それでは、次の議題に移らせていただきます。また最後にもご意見いただく場を設けますので、議題1についてもまたご意見があればその場でもできますのでお願いします。

続きまして、議題2 学校給食費の取扱いについて、説明をお願いいたします。

樋口補佐

はい。資料は議題2、学校給食費の取扱いについてです。

1 ページの、1 給食費についてをご覧ください。

学校給食費は、学校給食法に基づき、給食に係る食材費から算定し保護者に求めています。食材費以外の調理・配送に係る人件費・施設の修繕費・光熱水費等については、全て市が負担しています。

2 ページの「食材費と給食費推移」をご覧ください。

現在の給食費は、令和4年度に1食当たり10円の改定がされ、小学校は1食280円、中学校・教職員は1食310円としています。その後、物価高騰により、食材費が高騰するなか、給食の質を維持し、食育も継続しつつ、子育て家庭の負担を軽減するために給食費を据置き、財源として国の物価高騰臨時交付金や、ふるさと納税等を充当してきました。その結果、給食費で賄うべき食材費に市が補填する額は、令和8年度の見込みでは、約1,700万円となり、収支の均衡がとれる給食費は、小学生が1食380円、中学生・教職員が1食410円となっています。

4 ページの「給食費の改定（案）」をご覧ください。

この度、国が実施することとした小学校における学校給食の抜本的な負担軽減、いわゆる給食無償化では、小学生一人当たり月額5,200円を交付金で支援するとし、これに合わせて、市では給食費の改定と同時に子育て家庭の負担の軽減も行うこととしました。

小学生については、1食380円、月額6,500円を無償とし、交付金との差額の1食70円、月額1,300円分を市が負担することとしました。ただし、市外の住民については差額分を給食費として保護者に求めます。

中学生については、1食410円、月額7,000円としますが、保護者に求める給食費は1食310円、月額5,100円に据え置くこととしました。ただし、市外の住民及び教職員については軽減を行いません。これは、市の方針ということで、当初予算案に計上しており、議会でも説明をします。

5 ページの国の資料である「学校給食の抜本的な負担軽減」をご覧ください。

交付金の制度としては、資料中ほどの「小学校段階（公立）の学校給食に係る食材費を支援」として、支援額は、在籍児童数に基準額である月額5,200円に11か月を乗じた金額の1/2を国、1/2を県が負担することとなっています。基準額を超える部分につ

いては、学校給食法に基づき、保護者から徴収可能となっています。

非喫食者の取り扱いについては、学校設置者の安芸市教育委員会の判断に委ねるとしてありますが、交付金については、非喫食者も含めた在籍児童で算定されるとしています。

次に、6 ページの（仮称）小学校給食費無償化事業補助金をご覧ください。

現在、不登校や食物アレルギーにより給食の提供を受けていない児童に対して補助金の支給を検討しています。給食費の無償化に伴い、給食の恩恵を受ける児童と受けない児童の間に不公平が生じることや、給食の恩恵を受けない児童分も交付金の対象となっているためです。

8 ページの「学校給食の取り組み」をご覧ください。

学校給食では、記載している取組を年間献立として、食育に取り組んでいます。今後も食育の継続と給食の質の維持の方針を継続していく予定です。

以降、学校給食費の取り扱い以外の報告となりますが、9 ページの「安芸市の学校給食の歴史」をご覧ください。

現在、安芸市立学校の給食は、井ノ口、川北の2小学校で、それぞれの学校施設で給食を作る自校方式。下山、伊尾木、土居、安芸第一、穴内、赤野の6小学校と市立安芸中学校の計7校は、給食センターで調理した給食を各学校に配送するセンター方式となっています。

10 ページの「段階的な廃止及び統合の計画について」をご覧ください。

自校式の調理場は調理機器の老朽化が進んでおり、安全安心な給食を提供するため、計画的に給食センターへの統合を行っています。

令和6年度には、赤野小学校の給食センターへの統合を実施し、令和8年度には、井ノ口小学校と川北小学校の統合を予定しています。

川北小学校については、令和10年度の統合を予定していましたが、赤野小学校の統合が順調に進んだことと、調理機器の老朽化が進んでいることから、計画を見直したことをご報告いたします。説明は以上です。

宇根補佐            ありがとうございました。それでは、議題2について、ご意見やご質問等ございましたらお願いいたします。

山村委員            アレルギー対応についてですけれども、今アレルギーのある子については、弁当を持参ということで、アレルギーの対応給食はしないということでしょうか。給食を作るときに、アレルギーのある子のアレルギー物質を事前に除いて給食を提供するとか。そういった対応をしている学校もあるのですが、安芸市としてはしないということですか。

樋口補佐            除去食を提供しています。ただし、重度のアレルギーのある子どもについては、その日の献立によっては弁当持参の対応をしている子どもも2〜3人います。基本は、除去食で対応できるものは、除去食を提供しています。

山村委員            ありがとうございます。

森尾委員            国による小学校の無償化の給食費を上回る分について、公費負担とし、子育て家庭の負担を軽減するとあるが、これは小学校の給食費、中学校ではなくて、小学校の給食費ということですか。

樋口補佐 小学生は、結果としては無償です。国の負担が上限 5,200 円なので、4 ページにありますが、小学生は今の時点では、給食費を月額 6,500 円に設定しています。このうち、国の支援は 5,200 円、これを上回る分については、市が支援し無償化を実現するところ  
です。

森尾委員 中学校はどうなるのか。

樋口補佐 中学校は、月額 7,000 円になりますが、今の額を据え置き、差額分については市が負担します。軽減をするということです。

森尾委員 小学校は軽減になるのか、無償ではないのか。

樋口補佐 小学生は実質無償化になりますが、市で負担する部分がでてきます。

宇根補佐 ありがとうございます。最後の議題に移りたいと思います。議題 3、学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定につきまして、説明をお願いします。

西内係長 議題 3、学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定についてです。資料は、クリップ止めをしてあります、（案）安芸市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画が表紙となっているものをご覧ください。

この計画策定につきましては、令和 7 年 6 月に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法が改正されたことにより、学校の働き方改革を推進するために、市町村教育委員会において策定することが義務付けられたもので、それに合わせ安芸市でも策定し、4 月から施行するものです。

今回、資料としております計画案につきましては、各学校長や事務職員から意見をいただきながら作成しているものでして、内容をご確認いただき、ご意見等もいただいたのち、県の計画を参酌したうえで、最終的に年度末に決定するものです。

この後、計画（案）の内容でも触れますが、教員の働き方改革につきましては、教員でなくてもできる業務の支援を行う、教員業務支援員等を配置したり、校務支援システムの活用や、毎月の在校等時間の把握を教育委員会でするなどし、市としても取組を進めてきたところです。また、市立安芸中学校内に設置している、共同学校事務室の協力も大きいところです。今回計画を策定し、さらに具体的に学校における働き方改革等を進めていくかを示すことで、より一層推進していくものです。

資料の最後のページをご覧くださいと、【業務の 3 分類】という資料がありまして、こちらが法的に示されたことにより、【学校以外が担うべき業務】、【教師以外が積極的に参画すべき業務】、【教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務】がより明確にされたことにより、教員が子どもに向き合う時間を確保するための業務の仕分けや負担軽減を図る必要が生じることが考えられます。

それでは、これまでの説明と重複するところもありますが、資料に沿って、一部抜粋しながらではありますが、計画案の説明をさせていただきます。

議題 3 の資料の 2 ページをご覧ください。

こちらには、計画の趣旨と現状を記載しております。（2）の本市の現状をご覧ください

さい。教員の働き方改革につきましては、本市においても、令和5年10月に、所管する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「安芸市立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する安芸市教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできたところです。

こうした取組をしてきた結果、実績値として出ている令和6年度の状況を見ますと、時間外在校等時間が45時間を超える割合が、小学校で30.9%、中学校で48.3%、小中合計で36.1%となっています。割合が高くなっている原因として考えられることは、生徒指導や保護者対応に加え、特に中学校では、統合初年度の影響や、部活動指導等の業務負担が大きくなっていることがあります。

こういった状況を改善していくためには、すでに設置してあります、小中学校への教員業務支援員の適切な配置や、学校部活動の地域展開や外部指導者による指導を取り入れることにより、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要であると考えられます。

次に3ページをご覧ください。目標としましては、2の目標に記載してあることを設定します。

先ほどのページにもありましたとおり、令和6年度は、時間外在校等時間を上回る割合が全体で36.1%であり、現時点での達成率は63.9%ですが、今回改めて数値化することにより、働き方改革をより推進するため、100%を目標としたいと考えております。その他、学校の規模や、小学校・中学校の違いにより、様々な課題があるのが現状で、各校等よりご意見もいただいているところです。なお、策定まで検討を継続します。

3の期間ですが、計画の期間は令和8年度～令和10年度までの3年間とします。これは、第3期安芸市教育振興基本計画の終期と合わせたものです。

4の、実施する業務量管理・健康確保措置の内容については、まず、(1)として、いわゆる「業務3分類」を踏まえた業務の見直しについての内容を記載しております。

(ア)は、「学校以外が行うべき業務について」を記載しており、これらの内容の達成のためには、下に記載しているとおり、地域や関係機関との連携が非常に重要となります。

4ページをご覧ください。

続いて、(イ)として「教師以外が積極的に参画すべき業務」について記載しております。こちらでは、調査や統計等を可能な限り市教委や、事務職員にて実施することや、部活動の地域展開等を行うことで、教員の負担軽減を図るものとしています。

(ウ)については、「教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」を記載しております。こちらでは、教員でなくてもできる業務等について、教員業務支援員や、ICTを活用して負担を軽減したり、スクールカウンセラー等、関係機関との連携を図ることとしています。

続いての、(2)、(3)については、記載のとおりで、日課表の工夫をして教育職員が行う業務の適正化を図り、高ストレスが認められた職員への個別面談などを行うこととしています。また、定時退校日の設定促進や、一斉閉校期間の設定を行い、健康や福祉の確保につなげられるよう取り組んでいくこととしています。

続いて、5ページをご覧ください。最後に、関連する取組、今後のフォローアップについて記載しております。一つ目にもありますが、取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を適宜把握し、毎年度市のホームページで公表す

るとともに、定例教育委員会及び、本会議の、総合教育会議においても報告していきます。また、こういった取組をしているということを保護者、地域に理解してもらえるよう、周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組んでいくこととしております。計画案の説明については、以上となります。

冒頭にも申し上げましたが、各校、事務職員等からご意見もいただいているところで、また、県も2月の総合教育会議を経て、最終的な計画策定をすると聞いております。そのため、今会議でもご意見等いただき、県の計画を確認したうえで、最終的な決定をしていく予定としております。よろしくお願いいたします。以上です。

大坪次長           5ページの上にも書いてあるように、この総合教育会議においても、状況がどのようなになったかということの報告を義務付けされているので、このような計画を作っているということを知っておいてもらいたいし、来年度の総合教育会議で、状況報告をいたします。なお、この計画の確定は、来月の定例教育委員会の方で決定していきたいと考えております。以上です。

宇根係長           ありがとうございます。見ていただいた中で、計画全体を通しまして、ご意見やご質問等があればお願いいたします。

森尾委員           これまで、学校からこのことについて、何か意見等が挙がってきていますか。

西内係長           はい。資料にもありますが、月45時間以内にするのは現実的には厳しいとか、学校によっては、2〜3人しか教員がいないところは厳しいというご意見はいただいております。

森尾委員           どうしても教員がいないとかいうこともあり、線引きはできないかとも思うが、学校としては非常に大事な部分になってくるかと思えます。

いわゆる働き方改革という視点でも、学校の運営プラス児童生徒との関わり、こんな工夫をしたら、子どもたちがこんな成果があった。それはなんだろうというような発想を教職員の方が持つことが非常に重要ではないかと思えます。指導方法も含め、学習面と生活面で、こんなやり方をしたらその中で、いわゆるここはこうして、ここはああしてというようなことを地域の方と話をして、一つずつ重ねていくことは必要になってくるかと思えます。

また、チーム担任制という、一人の教師が一つの学級を一年間持つ。うまく行けば良いのだけれども、子どもたちとちょっと意思の疎通がうまくいかないということがあ。校長先生がいて、複数の教師がいるわけだから、どんな工夫をすれば、どんなことができるかを考えていく必要がある。

山村委員           重なるところもあるかもしれないですが、45時間と言いますが、目指すのは30時間なので、そこのところの認識をきちんとしていないと、45時間以内だったらオーケーかということではないので、そこのところをきちんとしていないといけないということが一つ強く感じます。

それと校長として、やはり教師の健康面や福祉というのは義務なので、そこを認識させて、時間外で超える人については指導していくということも大事だなと思えます。

一つの方法として、フレックスタイム。これを市がやるのかどうなのか分からないで

すが、それを導入してやると、長くなっている時間をどこかで消すことができる。早く帰ったり、週3回出勤したり、そういうところでうまく時間を調節できるので、それを利用していくことも良いかなと思います。来年4月からできるので、やってみたらいいのではないかと思います。

今アドバイザーとして教育センターへ行っているところがあるが、そこで言われたのは、もしよろしければ、会計年度任用職員として週2日でも3日でも良いので、学校へ来てくれないかという話があった。そういう風に県もフレックスタイムに向けてそういった動きをしているので、他もどんどんいろんなことをやっていけば、時間軽減になってくるのではないかという気持ちはあります。以上です。

宇根補佐            ありがとうございました。学校教育課のほうで、今のご意見を踏まえて何かありますでしょうか。

山村委員            まあやってみないと分からない部分はあるかと思います。

大坪次長            ありがとうございます。

宇根補佐            他にないようでしたら、議題1も含めて何かありましたら。

特に無いようですので、これで終わりたいと思います。

報告説明をしてくださった各担当課の皆様、貴重なご意見をいただきました委員の皆様、誠にありがとうございました。

それでは進行を市長にお返しいたします。

西内市長            いろいろとご意見等ありがとうございました。  
以上で7年度の安芸市総合教育会議を終了させていただきます。  
ありがとうございました。

**閉会 11時58分**